

平成23年第1回泉南市議会定例会議案書

議 案 一 覧 表

(平成23年3月4日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	1
議 案	2	泉南市教育委員会委員の任命について	5
議 案	3	市道路線の認定について	9
議 案	4	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議 案	5	職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議 案	6	泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	45
議 案	7	泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議 案	8	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	53
議 案	9	泉南市立学校建物及び設備使用条例の一部を改正する条例の制定について	57
議 案	10	泉南市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について	61
議 案	11	泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について	67
議 案	12	泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について	71
議 案	13	泉南市立テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について	75
議 案	14	泉南市民球場条例の一部を改正する条例の制定について	79

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	15	泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	83
議 案	16	泉南市火葬場管理条例の一部を改正する条例の制定について	87
議 案	17	泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	91
議 案	18	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	95
議 案	19	平成22年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）	99
議 案	20	平成22年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号）	123
議 案	21	平成23年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議 案	22	平成23年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議 案	23	平成23年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議 案	24	平成23年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議 案	25	平成23年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議 案	26	平成23年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議 案	27	平成23年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊
議 案	28	平成23年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	29	平成23年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議 案	30	平成23年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議 案	31	平成23年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議 案	32	平成23年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議 案	33	平成23年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議 案	34	平成23年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算	別冊
議 案	35	平成23年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計予算	別冊
議 案	36	平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案	37	平成23年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案	38	平成23年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議 案	39	平成23年度泉南市水道事業会計予算	別冊

議案第1号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 泉南市男里五丁目18番20号
氏 名 蔵野博司（くらの ひろし）
生年月日 昭和27年8月2日
職 業 地方公務員

提案理由

平成23年3月31日をもって任期満了となる梶本邦光氏の後任として、蔵野博司氏を泉南市教育委員会委員として最適任者と認め新たに任命したいので、提案するものである。

議案第1号参考

蔵野博司氏 経歴

昭和50年	3月	中京大学体育学部体育学科卒業
同 52年	4月	泉南市立信達中学校教諭
平成 5年	4月	泉南市教育委員会指導主事
同 14年	4月	泉南市立鳴滝第二小学校教頭
同 15年	4月	泉南市立一丘中学校教頭
同 19年	4月	泉南市立一丘中学校校長
同 19年	4月	泉南市中学校体育連盟会長（現在に至る。）
同 20年	4月	泉南市立信達中学校校長（現在に至る。）
同 20年	4月	泉南郡市阪南市中学校体育連盟会長
同 21年	4月	大阪府公立中学校長会泉南市理事（現在に至る。）
同 21年	4月	泉南市社会教育委員（現在に至る。）
同 22年	4月	泉南地区中学校長会会長（現在に至る。）

議案第2号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 泉南市信達市場2179番地
氏 名 片 木 哲 男（かたぎ てつお）
生年月日 昭和25年7月8日
職 業 会社役員

提案理由

平成23年3月13日をもって任期満了となる亀岡英美氏の後任として、片木哲男氏を泉南市教育委員会委員として最適任者と認め新たに任命したいので、提案するものである。

議案第2号参考

片 木 哲 男 氏 経 歴

昭和51年	3月	大阪市立大学文学部史学地理学科卒業	
同	51年	4月	大阪府立千里高等学校非常勤講師
同	54年	4月	神奈川県立商工高等学校教諭
同	55年	4月	大阪府立伯太高等学校教諭
同	58年	4月	三和紡績株式会社入社
平成	1年	4月	泉南市立信達幼稚園PTA会長
同	7年	4月	泉南市青少年指導員（現在に至る。）
同	12年	12月	泉南市都市計画審議会委員（現在に至る。）
同	15年	1月	株式会社りんくうライフサポート取締役（現在に至る。）

議案第3号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線の認定について議会の議決を求める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向井通彦

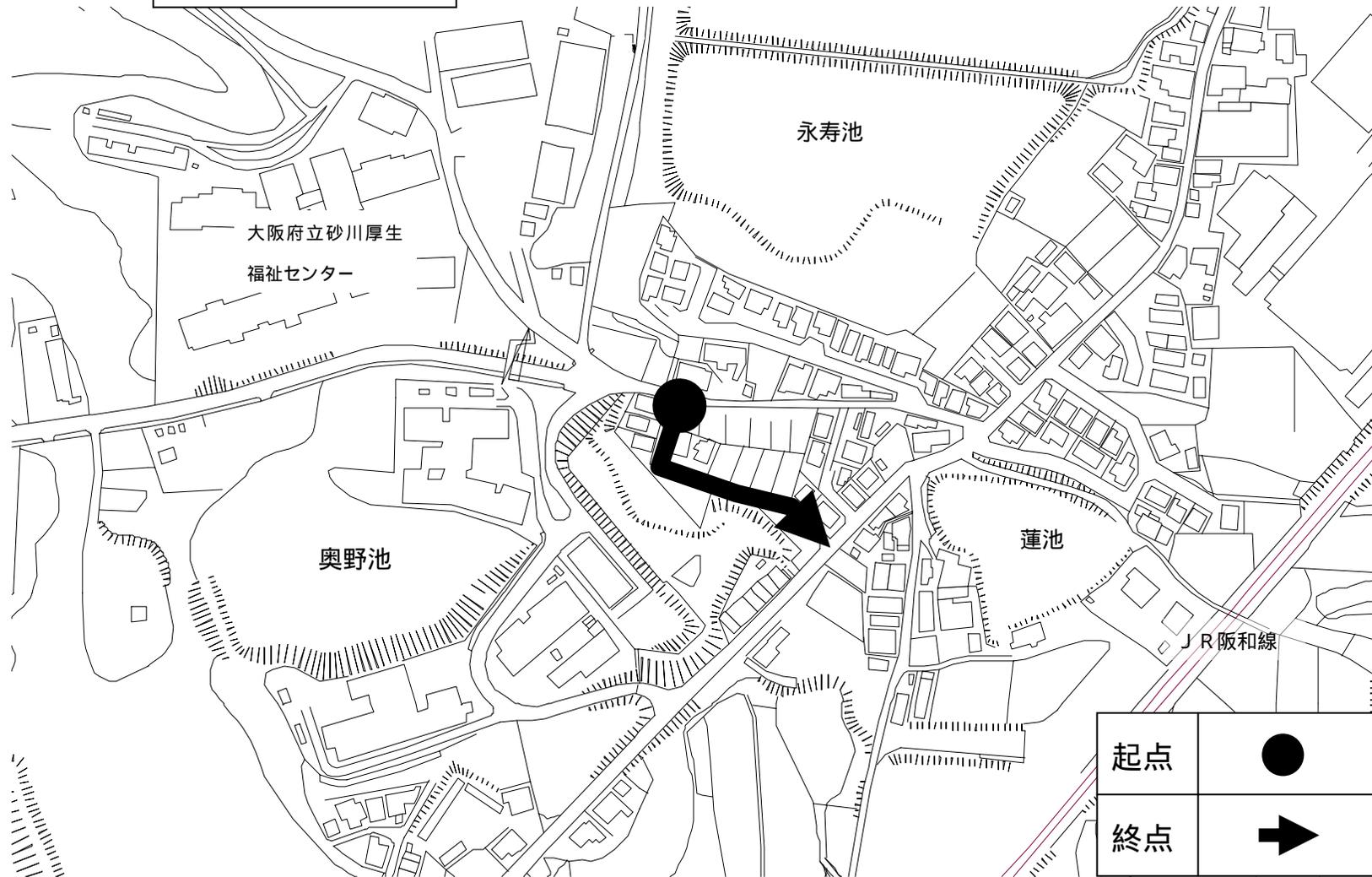
認定路線

路線名	起 点	道路の最大 最小幅員	道路延長	重要な経過地
	終 点			
奥野池東住宅内線	信達牧野1140-13番地先	6.9 m	121.0 m	
	信達牧野1562-13番地先			
大苗代国道西住宅内線	信達大苗代732-3番地先	6.9 m ~ 5.0 m	71.0 m	
	信達大苗代705-9番地先			
新家楠台団地内線2号支線	新家6000-28番地先	4.9 m	40.8 m	
	新家6000-31番地先			
新家楠台団地内線3号支線	新家6000-21番地先	4.9 m	34.5 m	
	新家6000-24番地先			

路 線 名	起 点	道 路 の 最 大 員 最 小 幅	道 路 延 長	重 要 な 経 過 地
	終 点			
新家楠台団地内線 4 号支線	新家6000-13番地先 ----- 新家6000-16番地先	4.9 m	34.5 m	
砂川駅信の池線 2 号支線	信達牧野264-11番地先 ----- 信達牧野264-13番地先	5.0 m	27.4 m	
新家楠台遊水池前線	新家6257-3番地先 ----- 新家6257-4番地先	5.0 m	24.2 m	
宮本団地市場線支線	信達市場1889-6番地先 ----- 信達市場1888-18番地先	6.9 m	155.0 m	
砂川府道住宅内線	信達牧野394-5番地先 ----- 信達牧野405-1番地先	6.0 m ~ 5.7 m	80.5 m	
市場青年会場北住宅内線	信達市場1393-23番地先 ----- 信達市場1393-30番地先	4.9 m	75.1 m	
上村野口線 2 号支線	新家1731-5番地先 ----- 新家1731-6番地先	4.9 m	35.0 m	
新家駅東住宅内線	新家3107-22番地先 ----- 新家3107-20番地先	5.0 m	37.2 m	
新家駅西住宅内線	新家677-16番地先 ----- 新家677-12番地先	4.9 m	32.6 m	
府営泉南岡田住宅南線	岡田 7 丁目1664-224番地先 ----- 岡田 7 丁目1679-3番地先	7.5 m ~ 7.2 m	150.1 m	

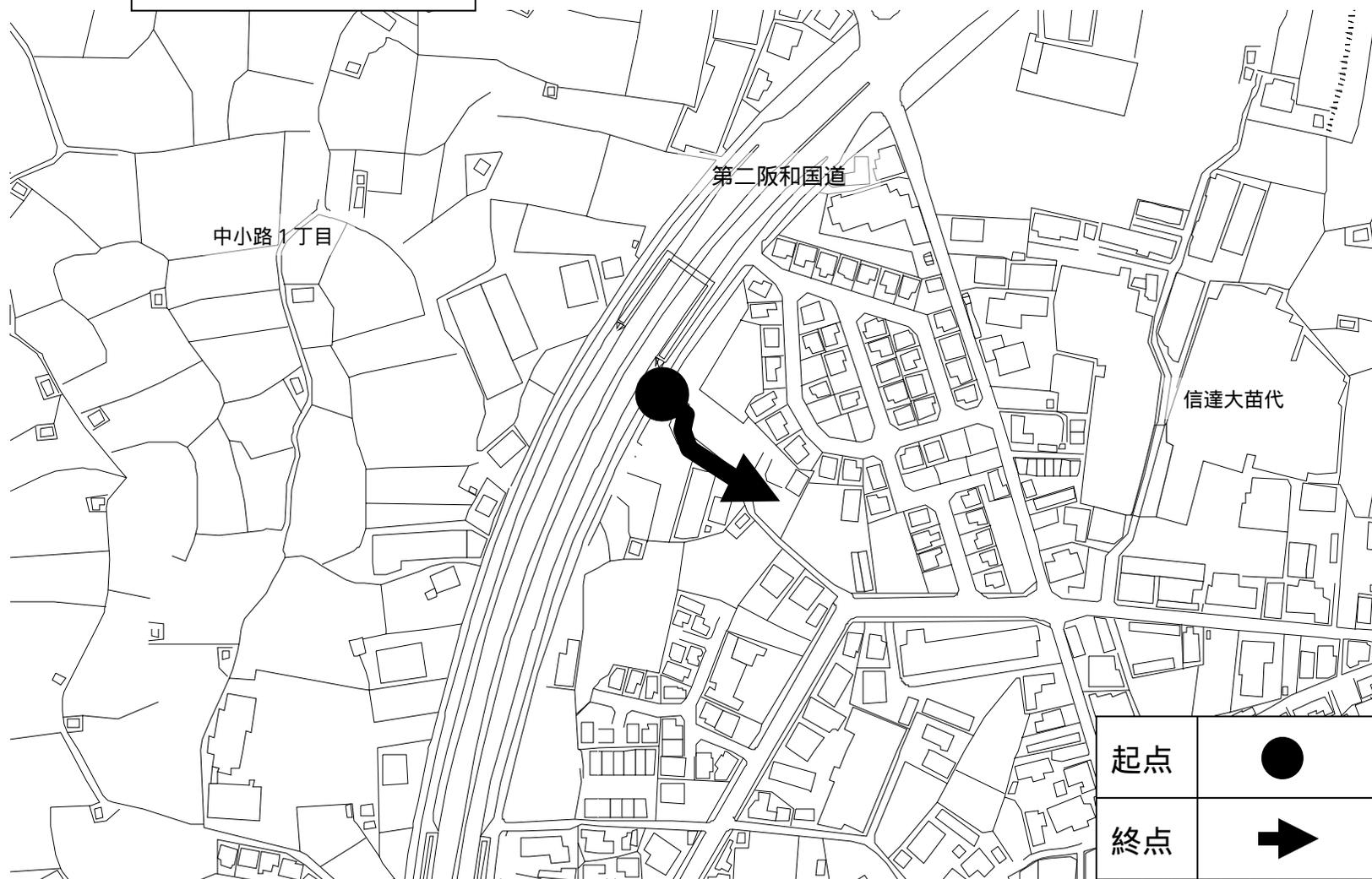
認定路線

奥野池東住宅内線



認定路線

大苗代国道西住宅内線



認定路線

新家楠台団地内線 2号支線、新家楠台団地内線 3号支線、新家楠台団地内線 4号支線



認定路線

砂川駅信の池線 2号支線



認定路線

新家楠台遊水池前線



認定路線

宮本団地市場線支線



認定路線

砂川府道住宅内線



起点	●
終点	➔

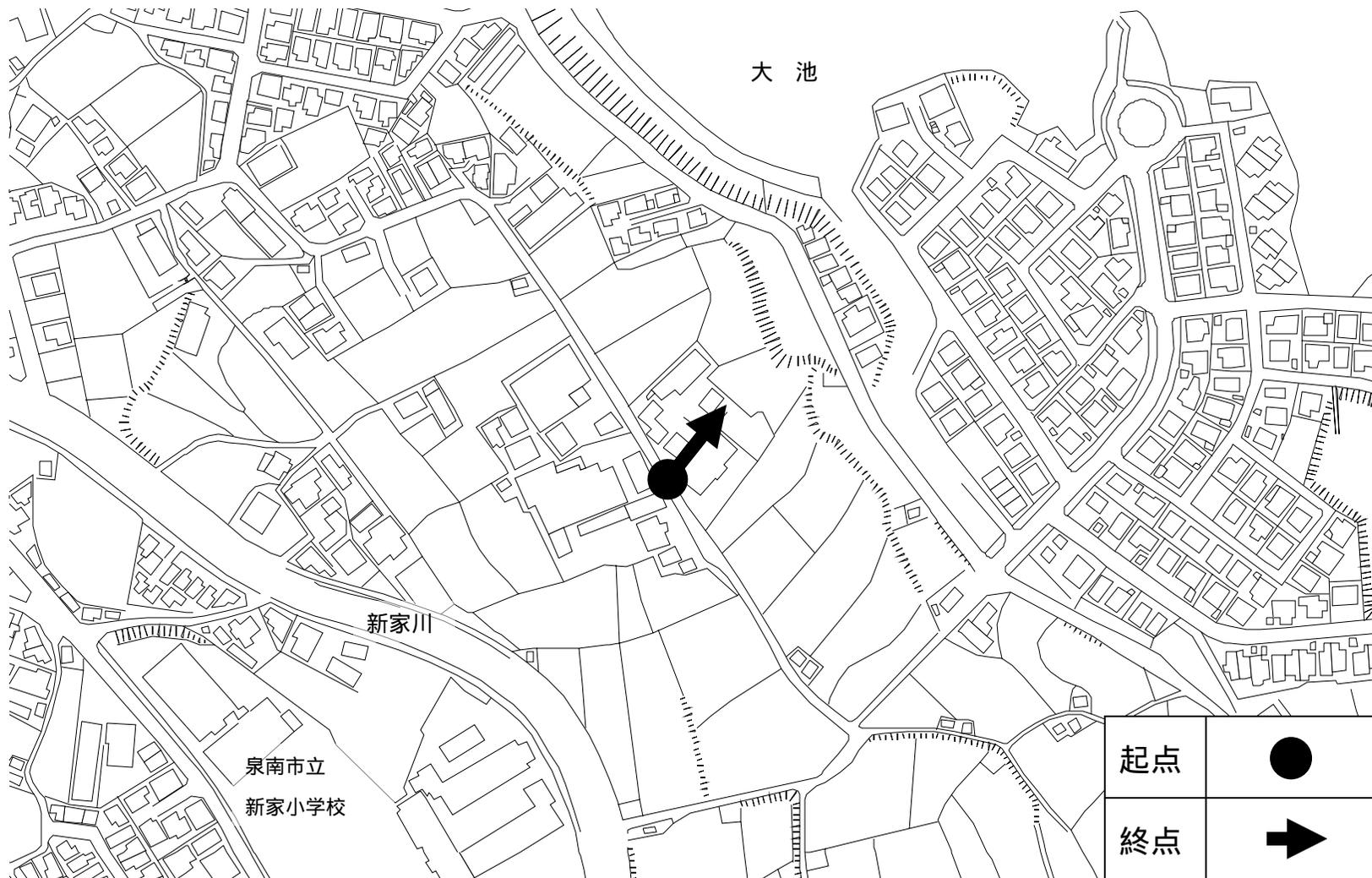
認定路線

市場青年会場北住宅内線



認定路線

上村野口線 2号支線



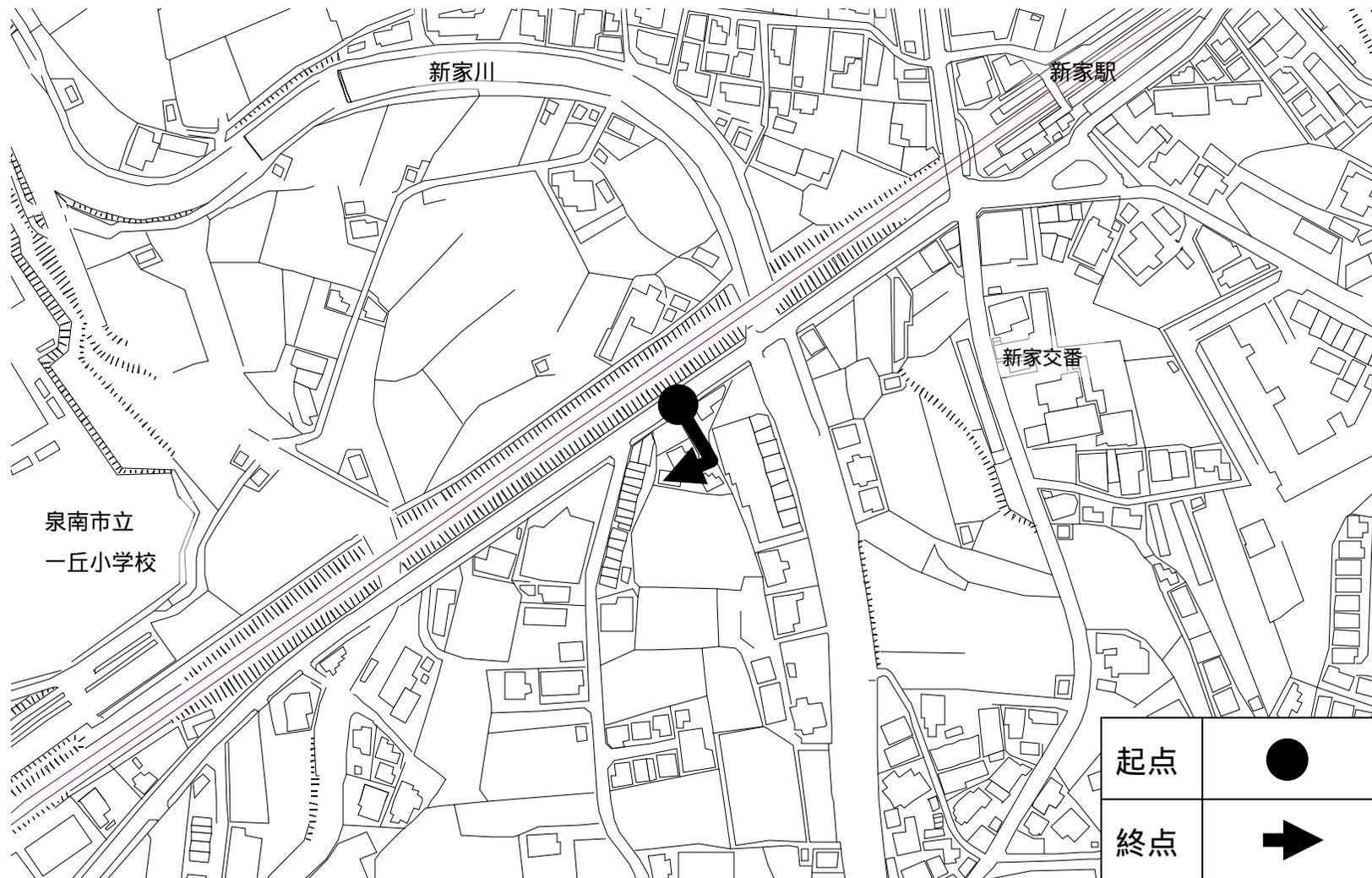
認定路線

新家駅東住宅内線



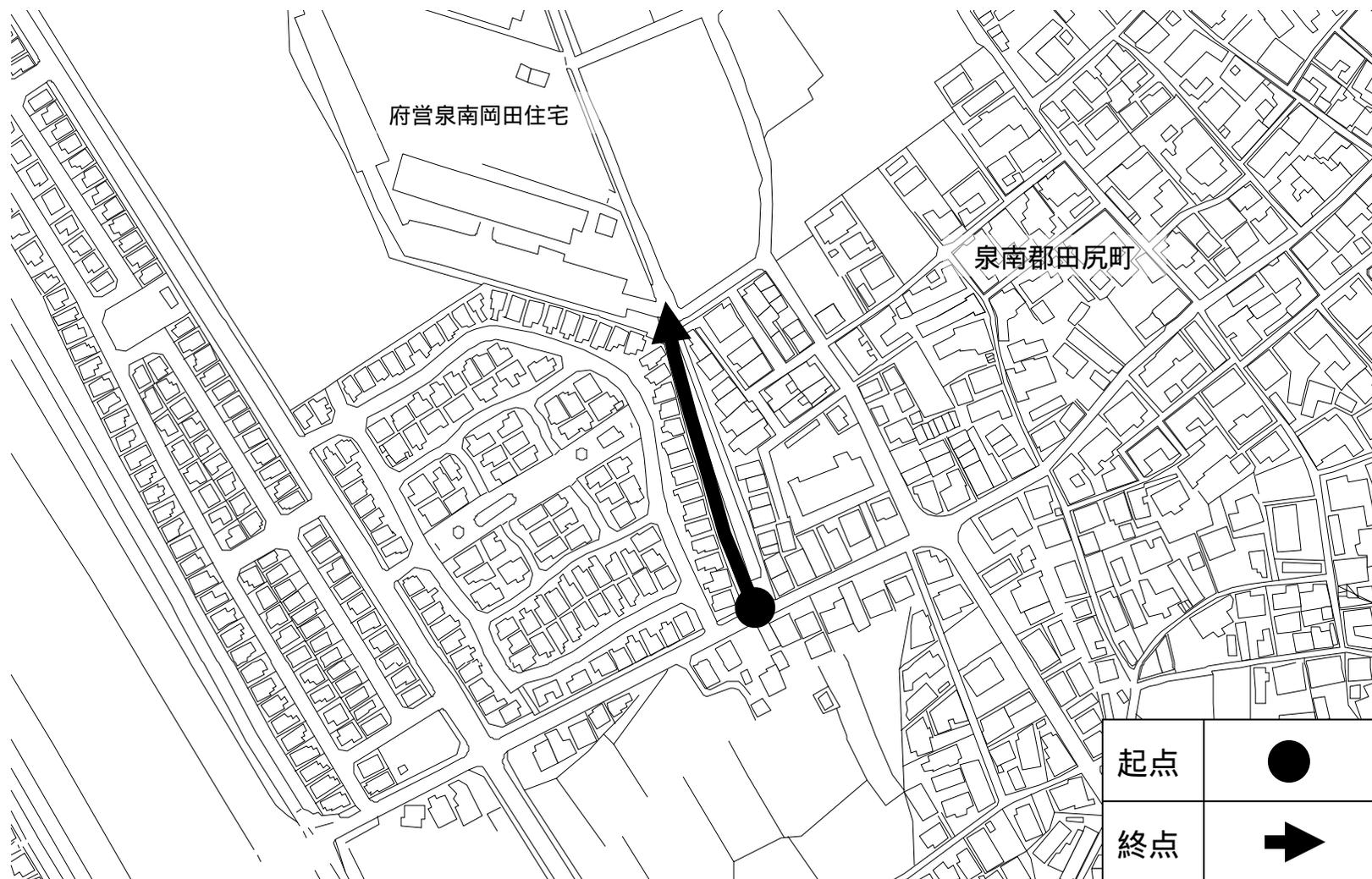
認定路線

新家駅西住宅内線



認定路線

府営泉南岡田住宅南線



議案第4号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直す間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和46年泉南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日までの間において規則で定める日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

議案第5号

職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

国家公務員に準じて退職手当制度の一層の適正化を図り、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けるため、所要の改正をする必要から、本条例を提案するものである。

職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年泉南市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の後継者となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の次に「(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第5条の2第2項中「第8条第3項又は第13条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改める。

第6条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上」に、「もの(次号に掲げる者を除く。)」を「もの」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第6条の4第4項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第6条の5第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第7条第3項中「第8条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条第5項中「第13条」を「第19条第2項」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第10条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第11条を次のように改める。

（定義）

第11条 本条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第18条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関）をいう。

第11条の2を削る。

第12条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を公告式条例（昭和31年泉南市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けべき者に到達したものとみなす。

第12条の2及び第12条の3を削る。

第14条中「任命権者」を「市長」に改め、同条を第20条とする。

第13条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその

翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条を第19条とする。

第12条の次に次の6条を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足り

る相当な理由があると思料するに至ったとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、

- かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
 - 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
 - 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
 - 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第

- 1 2条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 泉南市行政手続条例（平成12年泉南市条例第22号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しない

こととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

5 泉南市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 泉南市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引

き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する泉南市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当

の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 泉南市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会）

第18条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、退職手当審査会を置く。

- 2 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第

5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問するものとする。

3 退職手当審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第15条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、市長が定める手続を経て、支払われる前にあつてはその支給を制限し、支払われた後にあつては返納又は納付させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
(特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 3 特別職等の職員の退職手当に関する条例（平成11年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第4条中「及び第11条から第12条の3」を「、第2条の3及び第11条から第18条」に改める。
(泉南市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正)
- 4 泉南市職員公務災害等見舞金支給条例（平成4年泉南市条例第17号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「第11条」を「第2条の2」に改める。
(報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 5 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。
別表中「特別職報酬等審議会委員」の次に次のように加える。
「

退職手当審査会委員	日額 7,500円
-----------	-----------

」
(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。
附則第2条第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。
(職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 7 職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成19年泉南市

条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第15条第4項」を「第15条第5項」に改める。

議案第6号

泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

平成20年度から後期高齢者医療制度が創設され、老人保健制度は平成19年度限りで廃止されたが、健康保険法等の一部改正法附則第39条の規定により、経過措置として3年間の設置を義務付けられていた老人保健特別会計について、設置期間が経過することに伴い、当該特別会計を廃止する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市特別会計条例の一部を改正する条例

泉南市特別会計条例（昭和39年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 泉南市老人保健特別会計の廃止に伴い、この会計に属する権利義務及び決算上の剰余金は、泉南市一般会計に帰属させるものとする。

議案第7号

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

乳幼児の保健の向上に資するため、乳幼児に係る医療費助成制度の対象となる者の年齢を就学前まで引き上げて当該制度を拡充するに当たり、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成6年泉南市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「前期乳幼児又は後期乳幼児」を「出生の日から6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第3条第1項中「であって、次の各号に掲げる者」を削り、同項各号を削る。

第4条第1項中「次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより医療費の助成を行う」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合に、療養に要する費用の額のうち、国民健康保険法の規定による被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）又は社会保険各法の規定による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する」に改め、同項各号を削る。

第7条第2項中「その旨を通知」を「規則で定める医療証を交付」に改め、同項ただし書を削る。

第9条第1項中「前期乳幼児」を「乳幼児」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 8 号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 23 年 3 月 4 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、市が特定の者に提供する役務に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から手数料条例中において定める手数料の額について改正を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表10の項中「の印鑑登録」を「に関する」に、「400円」を「500円」に改め、同表32の項及び同表34の項中「1件につき」を「1件／年につき」に改め、同表36の項中「1,900円」を「2,300円」に改める。

第3条第3号中「500円」を「600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の表及び第3条第3号の規定（600円に改められた部分に限る。）は、前項の施行の日以後に申請又は請求を受理するものから適用し、同日前までに申請又は請求を受理したものについては、なお従前の例による。

議案第9号

泉南市立学校建物及び設備使用条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立学校建物及び設備使用条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、市立学校建物及び設備の使用料の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市立学校建物及び設備使用条例の一部を改正する条例

泉南市立学校建物及び設備使用条例（昭和32年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

種別	使用料		備考
	昼間	夜間	
講堂又は屋内運動場	1,500円	3,000円	
教室	500円	1,000円	
運動場	500円	500円	

を 」

「

種別	使用料				備考
	午前8時～ 午後0時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	超過料金	
講堂又は屋内運動場	1,500円	1,500円	3,000円	400円	
教室	500円	500円	1,000円	150円	
運動場	500円	500円	500円	150円	

に改め、同表に備考として 」

次のように加える。

備考 超過料金は、使用許可された時間帯の前後を超えて使用（1時間以内の使用に限る。）した場合に徴収するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用許可については、なお従前の例による。

議案第10号

泉南市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、市立公民館の使用料の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市立公民館条例の一部を改正する条例

泉南市立公民館条例（昭和31年泉南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表(1)信達公民館の表多目的ホール（講堂）の項中「1,700」を「2,100」に、「2,300」を「2,800」に、「2,800」を「3,500」に、「4,000」を「4,900」に、「5,100」を「6,300」に、「6,800」を「8,400」に、「570」を「700」に改め、同表和室の項及び講座室1の項中「300」を「400」に、「400」を「500」に、「500」を「700」に、「700」を「900」に、「900」を「1,200」に、「1,200」を「1,600」に、「100」を「120」に改め、同別表講座室2の項中「400」を「600」に、「600」を「800」に、「700」を「1,000」に、「1,000」を「1,400」に、「1,300」を「1,800」に、「1,700」を「2,400」に、「150」を「200」に改め、同表講座室3の項及び講座室4の項中「300」を「400」に、「400」を「500」に、「500」を「700」に、「700」を「900」に、「900」を「1,200」に、「1,200」を「1,600」に、「100」を「120」に改め、同別表(2)新家公民館の表多目的ホール（講堂）の項中「1,000」を「1,300」に、「1,400」を「1,700」に、「1,700」を「2,200」に、「2,400」を「3,000」に、「3,100」を「3,900」に、「4,100」を「5,200」に、「350」を「420」に改め、同表小会議室の項中「300」を「400」に、「400」を「500」に、「500」を「700」に、「700」を「900」に、「900」を「1,200」に、「1,200」を「1,600」に、「100」を「120」に改め、同表和室Aの項中「500」を「700」に、「700」を「900」に、「800」を「1,200」に、「1,200」を「1,600」に、「1,500」を「2,100」に、「2,000」を「2,800」に、

「170」を「220」に改め、同表和室Bの項中「300」を「400」に、「400」を「500」に、「500」を「700」に、「700」を「900」に、「900」を「1,200」に、「1,200」を「1,600」に、「100」を「120」に改め、同別表(3)西信達公民館の表多目的ホール（講堂）の項中「1,000」を「1,300」に、「1,400」を「1,700」に、「1,700」を「2,200」に、「2,400」を「3,000」に、「3,100」を「3,900」に、「4,100」を「5,200」に、「350」を「420」に改め、同表料理室の項中「600」を「800」に、「800」を「1,000」に、「1,000」を「1,300」に、「1,400」を「1,800」に、「1,800」を「2,300」に、「2,400」を「3,100」に改め、同表和室Aから小会議室Bまでの項中「300」を「400」に、「400」を「500」に、「500」を「700」に、「700」を「900」に、「900」を「1,200」に、「1,200」を「1,600」に、「100」を「120」に改め、同別表(4)樽井公民館の表多目的ホール（講堂）の項中「3,700」を「4,500」に、「5,000」を「6,000」に、「6,200」を「7,500」に、「8,700」を「10,500」に、「11,200」を「13,500」に、「14,900」を「18,000」に、「1,250」を「1,500」に改め、同表会議室兼控室の項中「600」を「800」に、「900」を「1,100」に、「1,100」を「1,300」に、「1,500」を「1,900」に、「2,000」を「2,400」に、「2,600」を「3,200」に、「220」を「260」に改め、同表大会議室の項中「2,000」を「2,400」に、「2,700」を「3,300」に、「3,300」を「4,100」に、「4,700」を「5,700」に、「6,000」を「7,400」に、「8,000」を「9,800」に、「670」を「820」に改め、同表和室Aの項及び和室Bの項中「400」を「600」に、「600」を「800」に、「700」を「1,000」に、「1,000」を「1,400」に、「1,300」を「1,800」に、「1,700」を「2,400」に、「150」を「200」に改め、同表料理室の項中「2,700」を「3,000」に、「3,600」を「4,100」に、「4,500」を「5,100」に、「6,300」を「7,100」に、「8,100」を「9,200」に、「10,800」を「12,200」に改め、同表中会議室の項中「1,100」を「1,300」に、「1,500」を「1,800」に、「1,800」を「2,20

0」に、「2,600」を「3,100」に、「3,300」を「4,000」に、「4,400」を「5,300」に、「370」を「440」に改め、同表小会議室Aから実習室までの項中「600」を「800」に、「900」を「1,100」に、「1,100」を「1,300」に、「1,500」を「1,900」に、「2,000」を「2,400」に、「2,600」を「3,200」に、「220」を「260」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用許可については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 3 年 3 月 4 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、市立文化ホールの使用料の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例

泉南市立文化ホール条例（昭和58年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表基本利用料金の表ホール512席の項中「17,200円」を「20,700円」に、「23,000円」を「27,600円」に、「28,700円」を「34,500円」に、「69,000円」を「82,800円」に、「5,750円」を「6,900円」に、「20,500円」を「24,600円」に、「27,400円」を「32,800円」に、「34,200円」を「41,000円」に、「82,200円」を「98,400円」に、「6,850円」を「8,200円」に改め、同表リハーサル室1の項中「1,600円」を「2,000円」に、「2,200円」を「2,700円」に、「2,700円」を「3,300円」に、「6,600円」を「8,100円」に、「550円」を「670円」に改め、同表リハーサル室2の項及びリハーサル室3の項中「800円」を「1,000円」に、「1,100円」を「1,400円」に、「1,300円」を「1,700円」に、「3,300円」を「4,200円」に、「270円」を「350円」に改め、同表展示室の項中「3,000円」を「3,700円」に、「4,100円」を「5,000円」に、「5,100円」を「6,200円」に、「12,300円」を「15,000円」に、「1,020円」を「1,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表基本料金の表の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用許可については、なお従前の例による。

議案第 1 2 号

泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 3 年 3 月 4 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、市民体育館の使用料の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例

泉南市立市民体育館条例（昭和53年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表競技場Ⅰの項中「2,900円」を「3,500円」に、「6,700円」を「8,200円」に、「12,500円」を「15,200円」に、「9,600円」を「11,700円」に、「18,300円」を「22,200円」に、「1,450円」を「1,750円」に、「5,800円」を「7,000円」に、「13,500円」を「16,400円」に、「25,100円」を「30,400円」に、「19,300円」を「23,400円」に、「36,700円」を「44,400円」に改め、同表競技場Ⅱの項中「2,600円」を「3,200円」に、「6,200円」を「7,700円」に、「11,400円」を「14,100円」に、「8,800円」を「10,900円」に、「16,600円」を「20,500円」に、「1,300円」を「1,600円」に改め、同表会議室Ⅰ及び会議室Ⅱの項中「400円」を「500円」に、「900円」を「1,200円」に、「1,700円」を「2,200円」に、「1,300円」を「1,700円」に、「2,500円」を「3,200円」に、「200円」を「250円」に改め、同表和室会議室の項中「400円」を「500円」に、「1,100円」を「1,400円」に、「1,900円」を「2,400円」に、「1,500円」を「1,900円」に、「2,700円」を「3,400円」に、「200円」を「250円」に改め、同表トレーニング室の項中「1,900円」を「2,300円」に、「4,800円」を「5,900円」に、「8,600円」を「10,500円」に、「6,700円」を「8,200円」に、「12,400円」を「15,100円」に、「950円」を「1,150円」に改め、同表多目的室の項中「1,400円」を「1,700円」に、「3,300円」を「4,100円」に、「6,100円」を「7,500円」に、「4,700円」を「5,800円」に、「8,900円」を「10,900円」

に、「700円」を「850円」に改め、同表備考に次の1号を加える。

7 シャワー設備を利用した場合は、1回につき100円を徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用については、なお従前の例による。

議案第 13 号

泉南市立テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立テニスコート条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 23 年 3 月 4 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、テニスコートの使用料の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市立テニスコート条例の一部を改正する条例

泉南市立テニスコート条例（昭和58年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表中「1,200円」を「1,300円」に、「600円」を「650円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用許可については、なお従前の例による。

議案第 14 号

泉南市民球場条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市民球場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 23 年 3 月 4 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、市民球場の使用料の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市民球場条例の一部を改正する条例

泉南市民球場条例（平成 8 年泉南市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「 8 , 4 0 0 円」を「 1 0 , 1 0 0 円」に、「 4 , 2 0 0 円」を「 5 , 0 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用については、なお従前の例による。

議案第15号

泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、市が特定の者に提供する役務に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、動物の死体処理に係る手数料の額について改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成5年泉南市条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表動物の死体の項中「1,600円」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表動物の死体の項の規定は、前項の施行の日以後に行われる動物の火葬について適用し、同日前に行われる動物の火葬については、なお従前の例による。

議案第16号

泉南市火葬場管理条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市火葬場管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、火葬場の使用料の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市火葬場管理条例の一部を改正する条例

泉南市火葬場管理条例（平成19年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表死亡当時16歳以上であった者の項その他の欄中「28,800円」を「50,000円」に改め、同表死亡当時16歳未満であった者の項その他の欄中「19,200円」を「30,000円」に改め、同表死産児の項その他の欄及び同表手術肢体等の項その他の欄中「9,600円」を「15,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、前項の施行の日以後に死亡した者について適用し、同日前までに死亡した者については、なお従前の例による。

議案第 17 号

泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 23 年 3 月 4 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、有料公園施設の使用料の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市都市公園条例の一部を改正する条例

泉南市都市公園条例（昭和56年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2(1)有料公園施設使用料の表テニスコートの項基本使用料の欄中「1,200円」を「1,300円」に改め、同項超過1時間につきの欄中「600円」を「650円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2(1)有料公園施設使用料中の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用については、なお従前の例による。

議案第18号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

下水道サービスの安定的な提供を確保するため公共下水道使用料について額の改定を行うとともに、行財政改革の観点から指定業者に適正な負担を求めるため手数料の額の改定を行う等の必要から、本条例を提案するものである。

泉南市下水道条例の一部を改正する条例

泉南市下水道条例（平成5年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の5中「社団法人日本下水道協会大阪府支部」を「大阪府下水道協会」に、「同支部」を「同協会」に改める。

第15条第1項第7号中「大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）」を「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）」に改める。

第25条第1項第3号及び第4号中「3,000円」を「3,600円」に、同項第5号中「1,000円」を「1,200円」に改める。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区分 汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	従量使用料 (1月につき)	
		水量	金額 (1立方メートルにつき)
一般汚水	432円	1立方メートルから 6立方メートルまで	15円
		7立方メートルから 20立方メートルまで	130円
		21立方メートルから 30立方メートルまで	156円

	31立方メートルから 50立方メートルまで	181円
	51立方メートルから 100立方メートルまで	208円
	101立方メートルから 200立方メートルまで	242円
	201立方メートルから 500立方メートルまで	276円
	501立方メートルから 1,000立方メートルまで	311円
	1,001立方メートル以上	344円
浴場汚水	1立方メートルにつき	30円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第7条の5の改正規定は同年7月1日から、第15条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第25条の規定は、前項の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、平成23年10月分以後の公共下水道使用料から適用し、同年9月分以前の公共下水道使用料については、なお従前の例による。

議案第19号

平成22年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）

平成22年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,778,902千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年3月4日提出

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,304,329	295,103	2,599,432
	1)地方交付税	2,304,329	295,103	2,599,432
(14)国庫支出金		3,654,845	76,191	3,731,036
	2)国庫補助金	403,166	76,191	479,357
(18)繰入金		433,771	9,163	442,934
	1)基金繰入金	433,120	6,000	427,120
	3)特別会計繰入金	171	15,163	15,334
(19)諸収入		320,710	8,600	329,310
	6)雑入	307,859	8,600	316,459
(20)市債		2,525,128	104,000	2,629,128
	1)市債	2,525,128	104,000	2,629,128
歳入合計		21,285,845	493,057	21,778,902

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,270,588	767	2,271,355
	1) 総務管理費	1,698,901	500	1,699,401
	7) 諸費	756	267	1,023
(3) 民生費		8,969,286	20,000	8,989,286
	1) 社会福祉費	2,103,496	15,000	2,118,496
	2) 児童福祉費	3,331,129	5,000	3,336,129
(4) 衛生費		1,407,587	19,882	1,387,705
	1) 保健衛生費	285,698	2,700	288,398
	2) 清掃費	1,110,036	22,582	1,087,454
(6) 商工費		57,967	800	58,767
	1) 商工費	57,967	800	58,767
(7) 土木費		1,421,167	900	1,422,067
	4) 都市計画費	1,008,014	900	1,008,914
(9) 教育費		2,471,558	159,583	2,631,141
	2) 小学校費	517,552	99,500	617,052
	3) 中学校費	152,348	46,083	198,431

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	DV防止対策事業	500千円
民生費	社会福祉費	総合福祉センター施設整備事業	8,000千円
民生費	社会福祉費	障害者の消費者トラブルなどに関する啓発事業	1,500千円
民生費	社会福祉費	市立老人集会場整備事業	5,500千円
民生費	児童福祉費	保育所整備事業	5,000千円
衛生費	保健衛生費	火葬場施設整備事業	2,700千円
商工費	商工費	消費者教育・消費者被害防止のための啓発事業	800千円
土木費	都市計画費	木造住宅耐震改修補助事業	900千円
教育費	小学校費	学校図書充実事業	4,000千円
教育費	小学校費	鳴滝第一・二小学校統廃合事業	91,700千円
教育費	小学校費	学校給食センター設備整備事業	3,800千円
教育費	中学校費	学校図書充実事業	3,200千円
教育費	中学校費	西信達中学校施設耐震化事業	42,883千円
教育費	社会教育費	公民館整備事業	4,000千円
教育費	社会教育費	図書館下水接続事業	8,000千円
教育費	保健体育費	市民体育施設整備事業	2,000千円

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
学校教育施設等整備事業	千円 411,600	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資 金については、その融通条 件による。ただし、財政の 都合により、償還期限及び 据置期間を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	千円 515,600	補正前と同じ	年%以内	補正前と同じ

平成 2 2 年 度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 6 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
10	地方交付税	2,304,329	295,103	2,599,432			
(1)	地方交付税	2,304,329	295,103	2,599,432			
	1) 地方交付税	2,304,329	295,103	2,599,432	1. 地方交付税	295,103	
14	国庫支出金	3,654,845	76,191	3,731,036			
(2)	国庫補助金	403,166	76,191	479,357			
	1) 総務費補助金	5,417	44,803	50,220	14. 地域活性化・きめ細かな臨時交付金	28,003	
					15. 地域活性化・住民生活に光をそそぐ臨時交付金	16,800	
	4) 土木費補助金	82,186	900	83,086	1. 地域住宅交付金	900	
	5) 教育費補助金	177,985	30,488	208,473	5. 学校教育設備整備費等補助金	30,488	小学校 中学校 13,305 17,183
18	繰入金	433,771	9,163	442,934			
(1)	基金繰入金	433,120	6,000	427,120			
	2) 公債費管理基金繰入金	6,000	6,000	0	1. 公債費管理基金繰入金	6,000	
(3)	特別会計繰入金	171	15,163	15,334			

款 18 繰 入 金 項 3 特別会計繰入金

款 18 繰 入 金 項 3 特別会計繰入金 目 1 老人保健特別会計繰入金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1) 老人保健特別会計 繰入金	171	15,163	15,334	1. 老人保健特別会計 繰入金	15,163	
19 諸 収 入		320,710	8,600	329,310			
(6) 雑 入		307,859	8,600	316,459			
	1) 雑 入	306,424	8,600	315,024	13. 雑 入	8,600	りんくうタウン公共施設等の引継ぎに関する負担金
20 市 債		2,525,128	104,000	2,629,128			
(1) 市 債		2,525,128	104,000	2,629,128			
	2) 教 育 債	417,600	104,000	521,600	1. 学校教育施設等整 備事業債	104,000	
歳 入 合 計		21,285,845	493,057	21,778,902			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,270,588	767	2,271,355		767		
(1)総務管理費	1,698,901	500	1,699,401		500		
13)人権推進費	90,596	500	91,096		500		
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	422		1,347
				11.需 用 費	4		861
				14.使用料及び賃借料	74		339
[10]男女共同参画推進事業	3,720	500	4,220		500	人権推進課	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	422	講師謝礼 310 一時保育謝礼 42 手話通訳謝礼 70	272
				11.需 用 費	4	消耗品費	36
				14.使用料及び賃借料	74	会場借上料	87
(7)諸 費	756	267	1,023		267		
1)訴 訟 費	756	267	1,023		267		
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	267		756
[1]訴訟事務事業	756	267	1,023		267	総務課	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	267	弁護士報酬	756
3 民 生 費	8,969,286	20,000	8,989,286		20,000		
(1)社会福祉費	2,103,496	15,000	2,118,496		15,000		
6)総合福祉センター費	82,171	8,000	90,171		8,000		

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 6 総合福祉センター費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 6 総合福祉センター費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	8,000		97
[5]維持管理事業		8,000	8,000		8,000	高齢障害介護課	
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	8,000	修繕料	
8)障害福祉費	936,843	1,500	938,343		1,500		
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	620		1,353
				11.需 用 費	657		367
				12.役 務 費	74		2,834
				14.使用料及び賃借料	44		3,350
				18.備品購入費	105		20
[6]障害者福祉増進事業	32,193	1,500	33,693		1,500	高齢障害介護課	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	620	講師謝礼 600 手話通訳謝礼 20	84
				11.需 用 費	657	消耗品費 257 印刷製本費 400	14
				12.役 務 費	74	郵便料 10 保険料 12 広報差込み料 52	7
				14.使用料及び賃借料	44	会場借上料	
				18.備品購入費	105	器具購入費	20
12)老人集会場費	16,662	5,500	22,162		5,500		
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	3,591		12,768
				18.備品購入費	1,909		

[1]老人集会場維持 管理事業	16,662	5,500	22,162		5,500	高齡障害介護課	
				節 区 分	金 額		
				11.需用費	3,591	修繕料	12,768
				18.備品購入費	1,909	器具購入費	
(2)児童福祉費	3,331,129	5,000	3,336,129		5,000		
6)保育所費	606,216	5,000	611,216		5,000		
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	5,000		40,000
[4]保育所整備事業		5,000	5,000		5,000	保育子育て支援課	
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	5,000		
4 衛 生 費	1,407,587	19,882	1,387,705		19,882		
(1)保健衛生費	285,698	2,700	288,398		2,700		
7)火葬場費	21,855	2,700	24,555		2,700		
				節 区 分	金 額		
				11.需用費	2,700		4,443
[2]火葬場施設管理 運営事業	17,199	2,700	19,899		2,700	環境整備課	
				節 区 分	金 額		
				11.需用費	2,700	修繕料	4,443
(2)清 掃 費	1,110,036	22,582	1,087,454		22,582		
2)塵芥処理費	844,235	22,582	821,653		22,582		
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	22,582		383,382

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 2 塵芥処理費

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 2 塵 芥 処 理 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[4] 泉南清掃事務組合負担金事業	382,678	22,582	360,096		22,582	清掃課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	22,582	泉南清掃事務組合負担金	382,678
6 商 工 費	57,967	800	58,767		800		
(1) 商 工 費	57,967	800	58,767		800		
3) 消費者行政対策 費	6,154	800	6,954		800		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費 13. 委 託 料	150 650		3,964 730
[5] 消費者教育・消費者被害防止のための啓発事業		800	800		800	商工労働観光課	
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	150	原稿作成謝礼金	
				13. 委 託 料	650	消費者啓発用物品作成委託料	
7 土 木 費	1,421,167	900	1,422,067	900			
				国庫支出金	900		
(4) 都市計画費	1,008,014	900	1,008,914	900			
				国庫支出金	900		
1) 都市計画総務費	60,032	900	60,932	900			
				国庫支出金	900		

				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	900		2,536
[6]安全・安心住ま いづくり支援事 業	12,750	900	13,650	900		都市計画課	
				国庫支出金 900 [地域住宅交付金 900]			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	900	住宅・建築物耐震改修等補助金	2,450
9 教 育 費	2,471,558	159,583	2,631,141	134,488	25,095		
				国庫支出金 30,488			
				市債 104,000			
(2)小学校費	517,552	99,500	617,052	91,605	7,895		
				国庫支出金 13,305			
				市債 78,300			
2)教育振興費	75,352	4,000	79,352		4,000		
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	4,000		6,060
[3]小学校教育振興 事業	8,065	4,000	12,065		4,000	学務課	
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	4,000	図書購入費	6,060
3)学校施設整備費	177,990	91,700	269,690	91,605	95		

款 9 教 育 費 項 2 小 学 校 費 目 3 学 校 施 設 整 備 費

款 9 教育費 項 2 小学校費 目 3 学校施設整備費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 13,305			
				市債 78,300			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料 15.工事請負費	2,300 89,400		2,000 170,490
[4]鳴滝第一・二小学校統廃合事業	111,600	91,700	203,300	91,605	95	教育総務課	
				国庫支出金 13,305 [学校教育設備整備費等補助金 13,305]			
				市債 78,300 [学校教育施設等整備事業債 78,300]			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	2,300	監理委託料	1,000
				15.工事請負費	89,400	各小学校整備工事	110,600
4)学校給食センター費	132,606	3,800	136,406		3,800		
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	3,800		15
[6]学校給食整備事業		3,800	3,800		3,800	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	3,800	器具購入費	

(3)中学校費	152,348	46,083	198,431	42,883	3,200		
				国庫支出金 17,183			
				市債 25,700			
2)教育振興費	38,225	3,200	41,425		3,200		
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	3,200		2,793
[3]中学校教育振興事業	3,451	3,200	6,651		3,200	学務課	
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	3,200	図書購入費	2,793
3)学校施設整備費	45,000	42,883	87,883	42,883			
				国庫支出金 17,183			
				市債 25,700			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料 15.工事請負費	4,000 38,883		5,500 33,500
[2]施設耐震化事業	4,000	42,883	46,883	42,883		教育総務課	
				国庫支出金 17,183			
				[学校教育設備整備費等補助金 17,183]			
				市債 25,700			
				[学校教育施設等整備事業債 25,700]			

款 9 教 育 費 項 3 中学校費 目 3 学校施設整備費

款 9 教育費 項 3 中学校費 目 3 学校施設整備費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	4,000	設計委託料 監理委託料	4,000
				15.工事請負費	38,883	各中学校整備工事	
(5)社会教育費	411,771	12,000	423,771		12,000		
9)公民館費	63,846	4,000	67,846		4,000		
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	4,000		
[5]公民館改修事業		4,000	4,000		4,000	文化振興課	
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	4,000		
10)図書館及びホール費	91,987	8,000	99,987		8,000		
				節 区 分	金 額		
				12.役 務 費	2,600		489
				15.工事請負費	5,400		
[5]図書館・文化ホール公共下水道接続事業	400	8,000	8,400		8,000	文化振興課	
				節 区 分	金 額		
				12.役 務 費	2,600	し尿汲取手数料	
				15.工事請負費	5,400		
(6)保健体育費	79,275	2,000	81,275		2,000		
3)体育施設費	52,460	2,000	54,460		2,000		
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	2,000		3,048

[1]指定管理者事業	35,669	2,000	37,669		2,000	生涯学習課	
				節 区 分	金 額		
				11.需用費	2,000	修繕料	
1 1 諸支出金	532,408	330,889	863,297	8,600	322,289		
				諸収入	8,600		
(1)公共施設整備基金費	44,037	8,600	52,637	8,600			
				諸収入	8,600		
1)公共施設整備基金費	44,037	8,600	52,637	8,600			
				諸収入	8,600		
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	8,600		44,037
[1]公共施設整備基金事業	44,037	8,600	52,637	8,600		政策推進課	
				諸収入	8,600		
				[りんくうタウン公共施設等の引継ぎに関する負担金 8,600]			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	8,600		44,037
(9)雑支出	163,795	742	164,537		742		
3)返還金	82,635	742	83,377		742		
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	742		82,635

款 11 諸支出金 項 9 雑支出 目 3 返還金

款 11 諸支出金 項 9 雑支出 目 3 返還金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[1]国支出金・府支出金返還金事業	82,635	742	83,377		742	生活福祉課	
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	742	セーフティネット支援対策等事業費補助金返還金	82,635
(11)公債費管理基金費	70,455	321,547	392,002		321,547		
1)公債費管理基金費	70,455	321,547	392,002		321,547		
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	321,547		70,455
[1]公債費管理基金事業	70,455	321,547	392,002		321,547	財政課	
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	321,547		70,455
歳 出 合 計	21,285,845	493,057	21,778,902	143,988	349,069		
				国庫支出金 31,388			
				諸収入 8,600			
				市債 104,000			

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額
1 . 普 通 債	1,288,000	14,062,225	1,392,000	14,166,225
(3) 教 育	523,100	1,603,255	627,100	1,707,255
計	2,907,628	23,234,704	3,011,628	23,338,704

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,819,196		8,819,196	40.5
(2) 地方譲与税	165,600		165,600	0.8
(3) 利子割交付金	48,700		48,700	0.2
(4) 配当割交付金	11,000		11,000	-
(5) 株式等譲渡所得割交付金	4,300		4,300	-
(6) 地方消費税交付金	578,100		578,100	2.7
(7) ゴルフ場利用税交付金	57,700		57,700	0.3
(8) 自動車取得税交付金	81,700		81,700	0.4
(9) 地方特例交付金	128,113		128,113	0.6
(10) 地方交付税	2,304,329	295,103	2,599,432	11.9
(11) 交通安全対策特別交付金	11,193		11,193	0.1
(12) 分担金及び負担金	170,194		170,194	0.8
(13) 使用料及び手数料	377,238		377,238	1.7
(14) 国庫支出金	3,654,845	76,191	3,731,036	17.1
(15) 府支出金	1,547,376		1,547,376	7.1
(16) 財産収入	42,052		42,052	0.2
(17) 寄 附 金	4,600		4,600	-
(18) 繰 入 金	433,771	9,163	442,934	2.0
(19) 諸 収 入	320,710	8,600	329,310	1.5
(20) 市 債	2,525,128	104,000	2,629,128	12.1
歳 入 合 計	21,285,845	493,057	21,778,902	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	267,584		267,584	1.2
(2) 総務費	2,270,588	767	2,271,355	10.4
(3) 民生費	8,969,286	20,000	8,989,286	41.3
(4) 衛生費	1,407,587	19,882	1,387,705	6.4
(5) 農林水産業費	191,560		191,560	0.9
(6) 商工費	57,967	800	58,767	0.3
(7) 土木費	1,421,167	900	1,422,067	6.5
(8) 消防費	791,881		791,881	3.6
(9) 教育費	2,471,558	159,583	2,631,141	12.1
(10) 公債費	2,867,335		2,867,335	13.2
(11) 諸支出金	532,408	330,889	863,297	4.0
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
(13) 繰上充用金	12,512		12,512	-
(14) 災害復旧費	4,412		4,412	-
歳 出 合 計	21,285,845	493,057	21,778,902	100.0

議案第 20 号

平成 22 年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

平成 22 年度大阪府泉南市の老人保健特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,163 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,695 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 3 月 4 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(5) 諸収入		4	15,163	15,167
	1) 雑入	4	15,163	15,167
歳入合計		3,532	15,163	18,695

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 諸支出金		2,326	15,163	17,489
	2)繰 出 金	171	15,163	15,334
歳 出	合 計	3,532	15,163	18,695

平成 2 2 年度

大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
5 諸 収 入		4	15,163	15,167			
(1) 雑 入		4	15,163	15,167			
	1) 第 3 者 納 付 金	1	15,163	15,164	1. 第 3 者 納 付 金	15,163	
歳 入 合 計		3,532	15,163	18,695			

款 5 諸 収 入 項 1 雑 入 目 1 第 3 者 納 付 金

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 諸支出金	2,326	15,163	17,489		15,163		
(2)繰 出 金	171	15,163	15,334		15,163		
1)一般会計繰出金	171	15,163	15,334		15,163		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	15,163		171
[1]一般会計繰出金	171	15,163	15,334		15,163		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	15,163	一般会計へ繰出し	171
歳 出 合 計	3,532	15,163	18,695		15,163		

款 2 諸支出金 項 2 繰 出 金 目 1 一般会計繰出金